



# 地籍調査にご協力ください

地籍調査推進室  
内線505

市では、平成14年度から地籍調査を行っています。

本年度は、昨年度に土地の境界を確認していただいた区域での地籍測量と、土岐津町の一部で土地の境界を確認していただく予定です。

この事業では、現地で境界確認（立ち会い）をしていただくなどのお手数はいただきますが、直接の費用負担はありません。

土地の境界を確認する地区では、順次、地元説明会を開催していく予定です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 地籍調査とは？

地籍調査とは、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界を調査・測量し、地籍図および地籍簿を作成するものです。

また、地籍調査の成果は、県の認証、国の承認を得た後、法務局に送付され、登記に反映されます。

## なぜ調査が必要なの？

法務局にある現在の地図は、明治時代の地租改正によって作られた地図（公図または字

絵図）を基にしたものが多く、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりするため、土地境界の実態を正確に把握することができません。また、長い年月の間に行われた土地の異動（分合筆、売買、相続）が未登記となつたまま、現地と大きく食い違いが生じている場合などもあります。

このため、一筆ごとの土地について地籍調査を行い、最新の測量技術を駆使した精度の高い「地籍図」および「地籍簿」を作成する必要があります。

## 地籍調査のメリットは？

- ・地籍調査を行うと、土地の境界をめぐるトラブルを、未然に防ぐことができる。
- ・万一の災害などで土地の形

状が変わってしまった場合に、元の位置を正確かつ早期に復元できる。

- ・面積や境界がはっきりするため、土地取引が円滑化できる。
- ・土地の実態を正確に反映できるため、適正な課税がされる。
- ・公共工事やまちづくりが円滑化できる。

など、多くの利点があります。

## 本年度の実施予定

地籍測量を行う区域  
(対象となる字)

泉町河合  
(第2-2工区)

三ツ橋、七反田、築山、清田、中野、五反田、中屋敷

泉町定林寺

(第2―3工区)

休石および炭焼の一部(中央道以北)

泉町大富

(第3―1工区)

大橋、大日、寺田、伍所、屋免田、播原、上町、主税町、大和町、報徳町、平和町、大島、鯨、仲田、小出、下屋敷、樋田、丁田、元伍所、川キ、シミド、仲畑前、大沼、水口、野越、日ノミ子、牛ヶ畑

肥田町浅野および区画整理

(第3―2工区)

道上、矢落、三栗、ハサマ、トチモト、上林、馬屋ヶ洞、双葉町一・二丁目、矢落町一・二丁目、朝日町一〜三丁目、梅の木町一・二丁目、笠神町一〜三丁目、元町一・二丁目

土岐津町高山

(第3―3工区)

向田、慈光、東田、町、堤下、盆縄手、明楽寺、一之洞、御屋敷

境界確認(立ち会い)を行う区域

(対象となる字)

土岐津町土岐口

(第4―1工区)

蔵屋敷、堤下、前田、四貫目、茶屋、辛沢、大川原

土岐津町土岐口および区画整理

(第4―2工区)

土岐口北町一〜三丁目、中町一〜六丁目、御幸町一〜三丁目、土岐津町土岐口字浦田、畑田、上田、白土、引陣、寺前、西外戸、千堀、出口、流釜下、藤四郎、順礼洞、前田、千田長、宮前、下沼、渡瀬、南町口、北町口、砂畑、土井前、戸樋下、本郷、築出

土岐津町土岐口および区画整理

(第4―3工区)

土岐口南町一〜五丁目、土岐津町土岐口字向畑、水洞、西ノ原、西釜、釜畑、上流、欠ノ下、牧下、芝岸、山ノ田、鍛冶畑、下流、古井、障泥掛、芝原、道行、源十下、井料、富士平、上ノ田、竈下の一部、井戸洞、浦山、石本

測量成果などの閲覧を行う区域

(対象となる字)

泉町河合および定林寺

(第2―1工区)

河合字大森、馬渡、下夕畑、後田、岩野、鍋割、定林寺字大洞、山並、仲田、市場、土居、井ノ尻、金谷、竹ノ越、正庵、洞口、竈、西洞、段、矢戸、原、阿弥陀池、炭焼の一部(中央道以南)、休石の一部(同)

境界確認(立ち会い)の準備をする区域

(対象となる字)

下石町

(下石第1工区)

仲才、上流、下流、阿庄

(下石第2工区)

下石町字白沢、加勢町、横枕、大沼、柿ノ木、東竈、西竈、丁田、七反田、橋詰、井堀

(下石第3工区)

下石町字嶋崎、夜名白、貢前、福戸ヶ根、竹之腰、貢裏、貢鳥居前、鳥居本、宮前、宮裏

(下石第4工区)

下石町字西清水、仲切、柳ヶ坪、伊島、口無、釜下、清水、東清水、土地本、角田、古寺、小坂、寺下

この事業に関するご質問などは、地籍調査推進室へどうぞ。

